



## 「頑張る地方応援プログラム」による 普通交付税の割増算定について

### 質 問

平成19年度から「頑張る地方応援プログラム」による支援措置が行われることになりましたが、そのうち普通交付税によるものについては、どのように算入されたのでしょうか？

### 回 答

「頑張る地方応援プログラム」については、本誌平成19年3月号の相談室において説明しているとおり、その支援措置の1つに、成果指標の変化率等が全国平均を上回る地方公共団体に対して、その程度に応じて基準財政需要額の割増算定を行うというものがあります。平成19年度の普通交付税算定において、その具体的な算定方法が明らかになりましたので、その概要を説明します。

### 解 説

#### 1. 成果指標の考え方

割増算定に用いる成果指標は、「行政改革指標」「出生率」「ごみ処理量」「農業産出額」「小売業年間商品販売額」「製造品出荷額」「事業所数」「若年者就業率」「転入者人口」の9項目が設定されています。このうち、「行政改革指標」については、前年度まで「行革インセンティブ算定」として適用されていたものであり、算定式も前年度とほぼ同様です。ここでは、新たに導入された8指標について述べます。

今回の算定にあたり、新たに追加された指標は、

- 出生率：少子化対策に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる少子化対策経費
- ごみ処理量：循環型社会の構築に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる廃棄物の減量化対策や分別収集に要す

る経費

- 農業産出額：地場産品の発掘・ブランド化や田舎での定住促進に前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる農業振興関連経費
  - 小売業年間商品販売額：都市と農山漁村との交流や賑わいあふれるまちづくりに前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる観光振興関連経費や商業振興関連経費
  - 製造品出荷額、事業所数、若年者就業率、転入者人口：企業やU、Iターン希望者等の定住促進の地域振興へ前向きに取り組む地方公共団体において、所要額の増加が見込まれる地域振興関係経費
- を算定することを内容としています。

#### 2. 具体的な算定方法

割増算定は、それぞれの項目に設定されている割増対象経費について、成果指標の変化率等に応じて、算定額が通常の最大2倍になるよう割増係数を設定し、これを割増対象経費の算定額に乗じるものです。算定式は概ね次のようなものになっています。

$$\begin{aligned} \text{割増算定額} &= \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{連乗補正係数} \\ &\quad \times (\alpha - 1) \times \beta \\ \alpha &\cdots \text{成果指標（変化率）の割増係数（} 1 \leq \alpha \leq 2 \text{）} \\ \beta &\cdots \text{単位費用に占める割増対象経費の割合} \end{aligned}$$

なお、成果指標は、「政令市・中核市・特例市」「一般市」「町村」のグループ毎に比較されますが、グループ分けしない方が条件不利地域を多く含む「町村」の状況をより反映する成果指標についてはグループ分けせずに比較されます。その結果、平成19年度にグループ分けされたのは「転入者人口」と「ごみ処理量」となっています。

また、「行政改革指標のうち地方税徴収率」「出生率」「ごみ処理量」「若年者就業率」については、これまでの頑張りも反映させる観点から、指標の変化率と絶対値が併用されています。

平成19年7月31日に総務省が発表した本年度の算定結果によると、「頑張る地方応援プログラム」の成果指標による割増算定額は、総額が約2,220億円で、うち市町村分は1,870億円です。なお、府内市町村の総額は89.7億円でした。

### 3. 算定結果の位置づけ

これまで、普通交付税の仕組み上、地方公共団体が独自の施策を展開して前向きな取組を行っても、それらに要する経費は需要額に反映されませんでした。今回の「頑張る地方応援プログラム」の割増算定の導入によって、各地方公共団体の取組の成果が交付税算定に加味されるようになりました。

ただし、算式を見ても明らかなように、これらは全国の地方公共団体の取組をできる限り共通の指標で評価し反映させる仕組みであって、取組に係る各団体の所要額を無制限に保障するものではありません。また、変化率は算定年度ごとに対象年度が変わりますので、今年度算定額が今後も保障されるわけではありません。しかし、算定結果は各団体の取組状況を対外的に説明するための道具になり得るものですので、今後とも注意を払っていただきたいと思えます。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)